

会員各位

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会
製品水委員会 品質規格部会一般照明用「蛍光ランプ」の製造・輸入の廃止について

拝啓、時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠に有難う御座います。



2023年11月の「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」において、一般照明用蛍光ランプの製造・輸入を2027年までに段階的に廃止することが決定されています。

※既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品（在庫含む）の売り買い及びその使用が禁止されるものではありません。

下記をご確認いただき、ご検討及び、ご対応よろしくをお願いいたします。

敬具

記

廃止の時期 ※蛍光ランプの種類ごとに廃止時期が異なります。

種類	直管蛍光ランプ	環形蛍光ランプ	コンパクト型蛍光ランプ
廃止時期	2027年12月31日	2027年12月31日	2026年12月31日
写真 (例)			

[LED 照明への切り替え]

- ・ 蛍光ランプを使用している「事務所・工場・サーバー洗浄場・倉庫」等は、LED 照明への計画的な更新をご検討ください。※切り替えには、工事が必要な場合もあります。
- ・ LED 照明への切り替えが難しい場合は、あらかじめ電気工事店等に交換用蛍光ランプの確保についてご相談ください。

[一般照明用の蛍光ランプに関する規制 | 保健・化学物質対策 | 環境省 \(env.go.jp\)](#)
[特定水銀使用製品 \(METU/経済産業省\)](#)

製品水委員会 品質規格部会では、更なる宅配水業界の健全なる発展を目指して参ります。
委員会活動へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

